

小牧市予算決算会計規則及び小牧市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 23 日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市規則第 1 号

小牧市予算決算会計規則及び小牧市契約規則の一部を改正する規則

(小牧市予算決算会計規則の一部改正)

第1条 小牧市予算決算会計規則（昭和39年小牧市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第173条の6」を「第173条の7」に改める。

第31条第2号中「30万円」を「80万円」に改める。

(小牧市契約規則の一部改正)

第2条 小牧市契約規則（昭和55年小牧市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第173条の6」を「第173条の7」に改める。

第29条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、一定期間継続して行う単価による契約及び小牧市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年小牧市条例第3号）の規定に基づく契約は、この限りでない。

第29条第1項第1号中「30万円」を「80万円」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項本文の規定により契約書の作成を省略する場合は、発注書を作成し、及び請書又はこれに類する契約に関する必要事項を記載した書類（以下「請書等」という。）を徴取しなければならない。ただし、契約金額が30万円を超えない場合にあつては請書等の徴取を、市長が特に必要がないと認めた場合にあつては発注書の作成及び請書等の徴取を省略することができる。

第49条第3項第1号中「30万円」を「80万円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中小牧市予算決算会計規則第1条の改正規定及び第2条中小牧市契約規則第1条の改正規定は、令和8年9月24日から施行する。